

勉強会意見 2012年1月12日

建築の専門家についてのメモ

神田 順

建築には満足すべき性能や質があり、それに対して、建築主はかならずしも適切な判断基準を持っているとは限らない。また、建築主の要求が社会的に適切でない場合もある。建築基準法はそのような性能や質に対して最低の基準を定めるものであり、その具体的な基準の内容を実現する能力が国の資格である建築士に求められる。建築士資格試験や講習などもそれを確認する形でなされていると言ってよい。

1950、60年ころは、建築士資格者の数が少なく、建築基準法の規定が比較的単純で限定的であり、法規定だけで設計するにはとても不十分ということもあり、建築士としては満足すべき性能や質を実現する努力を自らすることが一般的であった。しかし、今日のように、膨大な数の建築士が誕生し、かつ建築基準法の規定が膨大かつ複雑になってくると、あたかも、建築基準法の通り設計し、建設することが専門家であるかのような誤解が生じている。特に2000年以降の建築構造計算にかかわる規定は、そのような状況を生んでいる。まちなみに相応しい外観を考えるよりは、基準の容積率一杯に外形を決めて設計するなどの例もよく見られる。

そもそも専門家とは、法規定を超えた判断ができる能力を持つ者であることが求められる。建築主の要求に対して、それが社会的に適切でないと考えられる場合は、そのことについての十分な説明と適切なものとする努力を惜しんではならない。構造安全について言えば、法規定を満足していたのに、自然の威力が大きかったことにより被害や倒壊と言った事態が生じても、設計者には責任が生じないというように考えられている。しかし、専門家としては、法律とは別に、設計条件をどのように設定すると、どの程度の自然の力に対して、どのような状況が発生する可能性があるかを説明し、設計条件の設定そのものに建築主が責任を有することを相互に了解することが基本にある。基準を満足すれば十分安全ということはないことを説明することが求められる。一方、専門家としての責任は、その設計条件に対して適切に設計・施工がなされたか否かの範囲であり、実際の被害や倒壊が生じるか否かについては、建築主が設計条件を判断した段階で決まるものである。

すなわち、安全や健康、環境と言った建築が保有すべき性能や質に対して、自然や社会の条件を適切に説明でき、適切に設計に反映することができる能力こそが専門家に求められる。現在の建築士資格はそのような形になっていないことから、新しい建築の専門家資格を社会に提供する必要があると考える。

見方によっては、より高度な建築士資格のようにも見えるが、むしろ質的に異なるものであり、国家資格とするか、民間資格を法的に裏付けるかなども含めて、どのような形で実現するかについては、時間をかけて十分検討する必要がある。まずは、持続可能社会を迎え、質の高い建築が社会にとって求められているということを、社会規範として国民の共通認識にすることから始めるべきであろう。